

## 19世紀末頃に欧米の人口センサスを目の当たりにした日本人は…？

奥積 雅彦（総務省統計研究研修所教官）

問 19世紀末頃に欧米の人口センサスを目の当たりにした日本人（写真①②③）は、誰でしょうか？

写真①	写真②	写真③
		
<p>【写真】</p> <p>①：国立国会図書館HP「近代日本人の肖像」                  ②：総務省統計局HP                  ③：第十九回国際統計協会会議記念写真帖（国立国会図書館デジタルコレクション）</p>		

### 【ヒント】

- ①：元総理大臣（爵位を持たない初めての総理大臣、藩閥出身以外の初めての総理大臣）。  
 ⇒統計図書館ミニトピックスNo.20 <http://www.stat.go.jp/library/pdf/mini-topics20.pdf>
- ②：いとは、箕作麟祥（みつくりりんしょう）。慶應義塾に入学後、福沢諭吉から、おしゃれな人は学風に合わないとして退塾を求められ、約1年で退塾することに。  
 ⇒統計図書館ミニトピックスNo.11 <http://www.stat.go.jp/library/pdf/mini-topics11.pdf>
- ③：妻はドイツ人。日本統計学会初代会長。元NHK会長。  
 ⇒国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）により保存された2018年6月1日現在の統計学習サイト「なるほど統計学園高等部」（統計年表）  
[http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11109954/www.stat.go.jp/koukou/trivia/h\\_1800.html#jinbutsu029](http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11109954/www.stat.go.jp/koukou/trivia/h_1800.html#jinbutsu029)（注：サイト中「統計資料館の設置を提案」とあるのは「統計図書館の設置を提案」の誤植とみられます。）

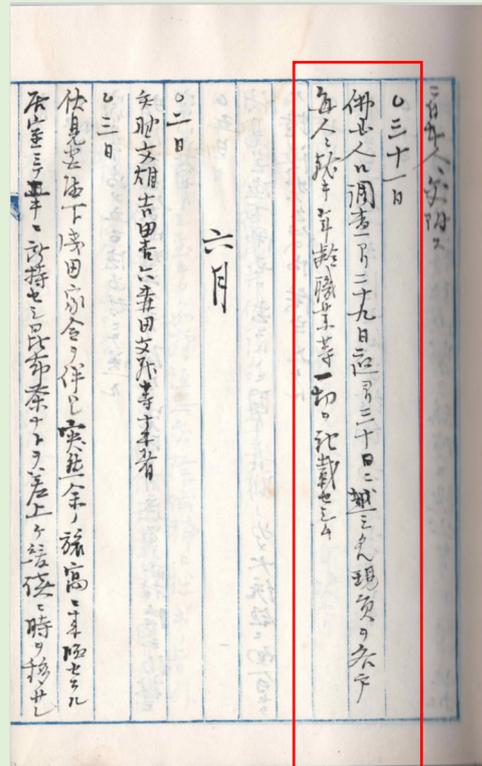
①の答え：原敬…フランスの1886年人口センサスの実施状況を詳細に調査

東京統計協会は、明治19年（1886年）3月に人口調査の草案（明治4年からフランスに留学し、統計学や統計実務などを学んだ小野弥一の発議により作成）を内閣統計局長に提出しました。その年、東京統計協会会長・渡辺洪基（注：東京府知事、帝国大学総長などを歴任）の依頼により、原敬（当時、パリのフランス公使館書記官として勤務）は、明治19年5月に実施されたフランスの人口センサスの実施状況を詳細に調査しました。原敬は、その結果と所見を渡辺洪基あて書簡（【別記】参照）により報告しています。東京統計協会は、原敬の報告も踏まえ、その後の国勢調査の創始に向けた要請行動を展開したものと考えられます。

ちなみに、島村史郎は、その著書「日本統計史群像」（第13章「原敬と国勢院」）において、「後年首相となる原敬が30歳の若い時、フランスの人口センサスについて調査・研究したことは我が国の統計発展に重要な意味を持つことになる。」と指摘しています。

◆「原敬日記」明治19年5月31日

【写真】：原敬記念館提供



（明治十九年五月）三十一日 佛国人口調査あり 二十九日夜より三十日に越したる現員を各戸毎人に就き年齢 職業等一切を記載せしむ

【別記】フランスの1886年人口センサスの実施状況を報告した書簡  
（原敬発、東京統計協会会長・渡辺洪基あて）

	報告内容のポイント
明治19年6月18日付け書簡 ⇒【資料1】	<p>（実施状況）</p> <p>◆調査の計画上の日程を紹介した上、調査票の回収が計画のとおりにならない事情があり、すべてを調査するには相当の日数を要すると見込まれること。</p> <p>（所見）</p> <p>◆フランスの人口調査は5年ごとだが、人々の動きがあるので短い間隔がいいと思う。ただ、多くの経費がかかるので、調査の周期については熟考を要すること。</p> <p>（添付資料）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査票の様式（様式第1号（裏面に記入説明あり）～第3号様式）</li> <li>・調査の実施に係る新聞記事の切抜き</li> </ul>
明治20年1月14日付け書簡 ⇒【資料2】	<p>◆調査結果が官報で公布され、その要点が新聞に掲載されたこと。</p> <p>（添付資料）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・官報で公布された調査結果に係る新聞記事の切抜き</li> </ul>

②の答え：呉文聰(くれあやとし)…アメリカの1900年人口センサスの状況を視察

明治33年(1900年)、アメリカの第12回人口センサスの状況を視察。帰朝後、「国勢調査法律私案」<sup>1</sup>を起草、東京統計協会で可決。同協会は、政府、政党、国会議員に「国勢調査ニ関スル法律」の制定に向けた働きかけを行いました。

なお、東京統計協会は、国勢調査の創始に向けた要請行動を累次にわたり展開。この働きかけも奏功し、明治35年12月に「国勢調査ニ関スル法律」が公布されました。制定時の法律では、第1回国勢調査は、明治38年に実施することとされていましたが、その後、日露戦争などの影響もあり、延期を余儀なくされ、大正9年(1920年)の原敬内閣の時代において成し遂げることができました。

●呉文聰の国勢調査法律私案

一 国勢調査は明治三十八年を以て第一回とし爾後五年帝國版図に施行す

二 第一回は小調査(人口に関する諸事項より職業に迄及ぶ)第二回は大調査(小調査の項目は勿論經濟上に関する諸事項等所謂米國流に類するもの)を施行すべし爾後交互に此の例に依る

三 調査の範圍並方法費途負擔の区分其の他必要な規定及台湾に於て施行すべき時期は命令を以て之を定む

③の答え：高野岩三郎<sup>2</sup>…ドイツ帝国1900年人口センサスに参加

高野岩三郎は、明治32年(1899年)から留学のためドイツに赴き、ミュンヘン大学で経済学と統計学を学びました。留学中の明治33年(1900年)、ドイツ帝国人口センサスに参加し、ミュンヘン市調査区の調査票配布をよび回収事務を担当しました。明治36年帰朝。同年、東京大学教授として統計学を講義。明治42年には内閣統計局事務を囑託され、大正5年(1916年)には内閣統計局顧問を命ぜられ、顧問<sup>3</sup>(⇒資料3)として、高野岩三郎ほか2名で「国勢調査実施ニ関シ建議ノ件」(⇒資料4)を提出するなど、我が国の国勢調査の施行実現のために尽力しました。

【補足】：ヒントで「妻はドイツ人」としましたが、大島清著「高野岩三郎伝」(岩波書店、1968年)125頁に家族の写真が掲載されています。写真の後列左がカロリナ夫人です。当該写真は、国立国会図書館デジタルコレクション(※国立国会図書館/図書館送信参加館限定)で閲覧可能。

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2974430/74>

なお、カロリナ夫人については、「二村一夫 著作集 第6巻 高野房太郎とその時代」の「(99)高野房太郎とその時代」で触れられています。⇒<http://nimura-laborhistory.jp/takanoden99.html>  
(前掲の「高野岩三郎伝」125頁に所収の家族の写真と同じ写真も掲載されています。)

<sup>1</sup> 横山雅男「国勢調査問題と我が東京統計協会」(統計集誌第359号)

<sup>2</sup> 【参考資料】：前掲の「なるほど統計学園高等部」(統計年表)に掲載の高野岩三郎のプロフィール、大島清 著「高野岩三郎伝」(岩波書店)、日本統計学会 HP

<sup>3</sup> 顧問は、内閣統計局ニ顧問ヲ置ク件(大正5年勅令第101号)により置かれ、その勅令により、内閣総理大臣に建議する権限が付与されています。(⇒資料3)

【資料1】明治19年6月18日付け書簡（原敬発、東京統計協会会長・渡辺洪基あて）<sup>4</sup>  
（筆者が原文のカタカナをひらがな表記にし、旧字体はできるだけ新字体にし、句読点等を付しました。）

拝啓 仏国戸口調査は御承知の通、毎五か年に一回にて全国一度に施行する例規に有之。<sup>これあり</sup>  
今年は丁度前回の調査より五か年目に付、去五月二十九日夜より三十日に越したる現員  
ヲ別紙三葉之雛形に従い、夫々記載為差出候 右施行に付ては郡区役所より前以て毎戸  
に右の雛形を配布し、六月一日に取集め候得共、<sup>そうらえども</sup>目下尚ほ調査済に至らず候。其故は毎  
戸より取集めたる分を調査する時日と又例規之通差出さすか又は差出したるも例規に違  
うと申す如き種々の事情より追々遷延相成候に付、全く調査済に至るには随分日数を要  
することと存候。

本邦にても戸口調査の説有之の趣相見え候。殊に近着の集誌（統計集誌）には人員調査の実  
施方法を統計局長へ差し出されたる趣、御記載有之、至極御同感の至候。然るに仏国の  
如く五か年に一回全国の調査を始むるか又は毎年調査する方、宜しや、其辺は、随分其  
局に当る人々には御議論も可有之。<sup>これあるべし</sup>又、御熟考を要する事柄と存候。小生の見込にては  
毎年調査する方可然哉に被考候。<sup>しかるべきや</sup>其理由は五か年に一回とか六か年に一回とか申す事  
は簡易の様に一応被考候へ共、<sup>かんがえられそうらえども</sup>元来、戸口調査など申す事業は生活ある人間に向て施す  
ものに付、一定不動の木石を調査する如くには参らず、如何様に注意を用ゆるも種々の  
事情より遺漏の少なからざることは欧州数年の経験ある国々にても、尚ほ免がれ難き所  
と承り候へば、戸口調査は可成度々調査する方精密なる結果を得るに近かるべく、左す  
れば五か年よりは四か年よりは三か年と年限の短き程は調査の行届き可申こと勿論な  
れば責めて毎年一回くらいは調査の方、<sup>しかるべく</sup>可然、尚ほ、能うことなれば年に二三回にても  
之有度ものと存候。<sup>これありたき</sup>

然るに、戸口調査は、御承知の通、方法の如何によりて非常の費用を要するものに付、  
此点には充分注意之有度、<sup>これありたき</sup>加ふるに本邦今日の如き不景気最中に巨額の費用を出すこと  
は望ましきことに無、之に付、調査の為に要する人員、用紙などに充分注意を加えて費  
用節減法を立てられ度ものと存候。<sup>たとえ</sup>假へば、東京府下にて非番の巡査は戸ごとに帳面を  
備えて人員の調査をなせども之が為めに多分の入費ありとの苦情も聞かざる様なるが如  
し。此巡査の代りに人を雇いたらんには恰も先年地租改正時分の如く或る部分の人々  
は、之が為めに一種の職業を得るかは知らざれども費用を負担する者に取りては迷惑至  
極なるべき筈に付呉々も費用の点には注意あるべき事柄と存候。<sup>くれぐれ</sup>

右御評議の上、集誌（統計集誌）に御掲載被成下、<sup>なしくだされ</sup>会員諸君の御参考に供するを得ば本懐の  
至に存候。仏国戸口調査雛形三葉の外に本月七日刊行の「ル・タン」（フランスの日刊政治新聞）新  
聞切抜相添候次第は巴里府下戸口調査の景況一斑を御報知致度までに過ぎず候。尚ほ  
此調査の結果並費用等のことは聞知次第追々御報知可致存候。<sup>いたすべく</sup> 匂々敬具

明治十九年六月十八日

在巴里 原 敬

東京統計協会会長 渡辺洪基 殿

（添付資料は省略）

<sup>4</sup>【参考資料】：統計集誌第60号 明治19年（1886年）8月  
国立国会図書館デジタルコレクション（※国立国会図書館／図書館送信参加館限定）で閲覧可能  
<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/15729274>

【資料2】明治20年1月14日付け書簡（原敬発、東京統計協会会長・渡辺洪基あて）<sup>5</sup>  
（筆者が原文のカタカナをひらがな表記にし、旧字体はできるだけ新字体にし、句読点等を付しました。）

拝啓 仏国人口調査の義に付昨年六月十八日付を以て報告致候処、早速、集誌第六拾九号に御掲載被成下、且つ、懇篤なる貴簡を以て会員諸君の御参考あいなるべきに可相成旨御来示有、之これ実に望外の栄と存候。就いては、右調査の結果を御報知致候は、自然、小生之義務と存候に付き、即ち左に申述候。

当国内閣議長「ゴブレー」氏より大統領へ差出候人口調査の報告書は本月六日の仏国官報を以て公布相成候。此報告書は詳細に人口の移動を記載有之候得共、頗る長文に付要領を摘記して御報知可存候処、幸に「ル・タン」（フランスの日刊政治新聞）新聞記者は、去七日の紙上に要領を登載致候。「ル・タン」新聞は、御承知の通有名なる新聞に付、或は本邦に於て官報又は他の新聞に訳載相成るも難計存候得共、先般、同新聞、切抜差進たる縁故もあり、又尤も精確に要領を摘載せし様、被認候したためられそうろうに付、不取敢切抜差進候。

此切抜第一号は官報所載の要点にして、第二号は右に関する評説に付是にて充分に調査の結果を御承知可相成存候。左すれば小生は別に贅陳を要せず、只だ「ゴブレー」氏報告中の数語を訳載するを以て足れりと存候。即ち、

人民の数は租税及び行政の種々の法律を実施すべき基礎となるべし。

故に財政及び経済の点に於て毎五か年に施行する調査は、直接に立法上に関係を有せり。

明治二十年一月十四日

在巴里 原 敬

東京統計協会会長 渡辺洪基 殿

（添付資料は省略）

<sup>5</sup> 【参考資料】：統計集誌第67号 明治20年（1887年）3月  
国立国会図書館デジタルコレクション（※国立国会図書館／図書館送信参加館限定）で閲覧可能  
<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1572933/5>

【資料3】内閣統計局ニ顧問ヲ置ク件（大正5年勅令第101号）

官報 第千五百號 大正五年

○勅令 第百一號

内閣統計局ニ顧問ヲ置ク件ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

大正五年四月十日 内閣總理大臣 伯爵大隈重信

御名 御璽

附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●内閣統計局ニ顧問ヲ置ク件（大正五年勅令第百一號）

第一條 内閣統計局ニ顧問ヲ置ク

第二條 顧問ハ内閣總理大臣ノ諮詢ニ依リ重要ナル統計事項ニ付調査審究ス

顧問ハ統計事項ニ付内閣總理大臣ニ建議スルコトヲ得

第三條 顧問ハ統計ニ關スル學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第四條 顧問ハ勅任官ノ待遇ヲ受ク但シ官職アル者其ノ官職ニ付受クル待遇高キトキハ其ノ待遇ニ依ル

第五條 顧問ニハ一年千円以内ノ手当ヲ給スルコトヲ得

【画像】：国立国会図書館デジタルコレクション

【資料4】国勢調査実施ニ関スル建議

一始

【画像】：国立公文書館デジタルアーカイブ

（筆者が原文のカタカナをひらがな表記にし、句読点等を付しました。）

国勢調査は、国家統治の対象たる国民の総数を明にし、並に之を構成する要素を計量す。而して国民の総数及其の構成要素の数量は、実に自然的社会的諸般原力の総結果にして、併あわせて国家将来に於ける変遷の総因たり。其の調査回を重ねるに至て前後を比較せば、以て益国家発展の趨勢を察し、併あわせて将来に対する画策の資とすべし。是れ国勢調査が諸般の統計中に在て重要な位置を占むる所以なり。且諸般統計の数は、之を国勢調査の結果と対照して始めて其の用を為すもの少くならず。即ち国勢調査は、諸般の統計に対して基礎を為すものと謂うべきなり。

夫それ国勢調査の重要なこと此の如し故に方今文明諸国にして定期に之を行わざるものは殆んど之あることなし。我邦亦曩に明治三十五年を以て国勢調査法を公布せられ、明治三十八年を期して第一回の調査を施行せんとす。不幸三十七八年戦役の起るあり遂に之を延期し、以て今日に至る。定まると以て識者の遺憾とする所なり。

今や歐洲の戦時及戦後に対する我邦諸般の施設計画は之を統計に須きもの蓋し夥しくなしとせざるべし。然も此の統計の枢軸たるべき国勢調査を闕如（欠如）して尚以て可なりとせんや且国勢調査法の明治三十五年に発布せられてより今日に至り、十有四年なりとす。公布の法令にして其施行を見ざることを斯の如きの長期に渉れるもの他に殆んど其の例を見ず。法令を施行すべき政府の職責に於ても本顧問等亦竊ひそかに感なき能はざるなり。

国勢調査に關する重要諸規定の案は、曩に国勢調査準備委員会に於て之を議定し、其の予算案の如きも亦当時内閣總理大臣より該委員に示されたるものあり爾後物価の変動技術の進歩に依り多少変更を要すべしと雖、此等細目に至ては時に臨むて吏僚に命し之を訂正せしむれば足れり。其の大体に於ては今日既に以て準備とすべきものありと謂うべし。閣下願わくは法律施行の職責に顧み、国勢調査の必須を察し、一日も速に之を断して実施せられんことを。

右内閣統計局顧問官制第二條に依り建議す。

大正五年十二月十九日

内閣總理大臣 伯爵 寺内正毅 殿

内閣統計局顧問 法学博士 高野岩三郎  
内閣統計局顧問 伯爵 柳沢 保忠  
内閣統計局顧問 法学博士 花房直三郎